

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 と 其 の 期 限 (注2)	署名日 署名地 (効力注1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スーダン	コステナイ市浄水場施設改善計画 のための贈与に関する日本国政 府とスーダン共和国政府との間 の交換公文	コステナイ市浄水場施設改善計画 な生産物及び役務の購入	3,151,000千円 H33.12.31まで	H28.10.11 ハルツェ ムで (同日)	日本側 伊藤秀樹在スーダ ン大使 スーダン側 フセイン・エ ル・シヤリ・ヒンディ ヒム・エル・ヒンディ 国際協力担当国務大臣	H28.10.24 408号
スーダン	スーダン共和国政府に対する贈 与に関する日本国政府とスーダ ン共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	130,000千円	H28.12.19 ハルツェ ムで (同日)	日本側 伊藤秀樹在スーダ ン大使 スーダン側 フセイン・エ ル・シヤリ・ヒンディ ヒム・エル・ヒンディ 国際協力担当国務大臣	H29.1.5 6号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、.....と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。